

福山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務（歴史・文化の薫るまちづくり）仕様書

1 業務名称

福山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務（歴史・文化の薫るまちづくり）

2 業務目的

福山市（以下「本市」という。）では、地方創生事業に対し寄附を行った企業に税負担の軽減措置が与えられる企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）制度を積極的に活用して、福山市みらい創造ビジョンの一層の推進をめざしている。本業務は、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業（以下、「寄附見込企業」という。）に対し、本市の取組に関心を持って寄附の意向を固めてもらえるような働きかけを効果的に行い、より多くの財源を獲得することを目的とする。

3 対象事業

福山市企業版ふるさと納税対象事業のうち、文化振興課が指定するもの。

4 委託期間

契約締結の日から2026年（令和8年）3月31日まで

5 委託業務内容

（1）対象事業のPRの充実に係る支援

受注者は、発注者が行う対象事業（発注者が指定するもの）のPR資料の作成における助言等の支援を行う。

（2）寄附見込企業への提案及び紹介

ア 受注者は、寄附見込企業に対して、個別に、企業版ふるさと納税制度を活用した事業への寄附を提案し、寄附の意向を確定させる。

イ 受注者は、提案した企業側の意向により、必要がある場合は、発注者に調整状況を共有して、協力を求めることができる。

ウ 受注者は、寄附見込企業への提案後、発注者に当該企業名をリスト化して報告することとする。

エ 企業への説明事項

（ア）3の対象事業の概要（背景や目的・寄附金の使途等）

（イ）社会貢献事業への参画意義（地方創生）

（ウ）企業版ふるさと納税による税の軽減効果

（エ）寄附によるメリット（（ウ）以外のもの）

（オ）その他（先方の求めや必要に応じ適宜追加）

6 協議

- (1) 契約締結後速やかに、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。
- (2) 受注者は発注者と緊密な連絡に努め、必要に応じて協議を行うこと。

7 委託金額

- (1) 委託金額の算定は成果報酬型によるものとし、本業務の受注者が発注者に対して寄附見込企業を紹介して寄附受領に至った場合、次の計算式で算出した委託料を支払うものとする。

成果報酬型：寄附金額×委託料率（1円未満の単位は切り捨てとする。）

上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

- (2) 委託料率の上限は、本業務を通じて行われた寄附金額の20%以内（消費税及び地方消費税別）とする。
- (3) 寄附見込企業が本市に対して寄附を行った後、発注者は速やかに受注者にこの旨を伝え、受注者の請求によって、委託料の支払いを行うものとする。
- (4) 委託料は、発注者が寄附金を領収した場合を支払の対象とする。
- (5) 本契約の履行期間が終了した場合でも、履行期間中に寄附申出書が提出された場合は受注者に対して当該寄附申出書を対象とする委託料を支払う。ただし、請求書が

8 業務の進捗報告

受注者は、業務の進捗に応じて定期的に発注者に対し報告を行うこととし、報告内容及び報告頻度等は、発注者との協議により定めるものとする。

9 成果物

受注者は、業務完了後に次の書類を提出するものとする。

- (1) 実施報告書（任意様式）A4判 1部
- (2) 寄附見込企業のリスト 1部

10 その他

- (1) 業務内容の詳細は、本仕様書の内容を基本とし、発注者と受注者が協議して決定すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 本業務の実施に当たり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度速やかに発注者と協議を行い、事前に発注者の了解を得た上で業務を遂行すること。
- (4) 事業実施の過程で本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受注者に協議を申し

出る場合がある。この場合、受注者は、委託料の範囲内において仕様書の変更に応じる
こと。

(5) その他業務目的を達成するために効果的な業務を行うこと。